

表1 公益目的事業支出額上位10法人

	行政庁	法人名（設立年）	公益目的事業 支出額(百万円)
1	内閣府	(公社) 地域医療振興協会 (1986)	120,863
2	内閣府	(公財) 日本国際教育支援協会 (1957)	98,795
3	内閣府	(公財) 私立大学退職金財団 (1981)	81,093
4	内閣府	(公社) 日本アイソトープ協会 (1951)	63,038
5	岡山県	(公財) 大原記念倉敷中央医療機構 (1923)	55,052
6	東京都	(公財) 東京都保健医療公社 (1988)	54,950
7	内閣府	(公財) 日本容器包装リサイクル協会 (1996)	49,951
8	内閣府	(公社) 日本医師会 (1916)	47,076
9	内閣府	(公財) 児童育成協会 (1978)	46,965
10	内閣府	(公財) 日本財団 (1962)	44,794

表2 資産規模上位10団体

	行政庁	法人名（設立年）	資産額(百万円)
1	内閣府	(公財) 日本国際教育支援協会 (1957)	4,006,940
2	内閣府	(公財) 原子力環境整備促進・資金管理センター (1976)	1,068,478
3	内閣府	(公財) 自動車リサイクル促進センター (2000)	950,334
4	内閣府	(公財) 教育資金融資保証基金 (1978)	806,009
5	内閣府	(公社) 日本医師会 (1916)	525,725
6	内閣府	(公財) 石橋財団 (1956)	455,453
7	内閣府	(公財) ポーラ美術振興財団 (1996)	397,470
8	内閣府	(公財) 日本財団 (1962)	283,486
9	内閣府	(公社) 日本歯科医師会 (1903)	265,462
10	内閣府	(公財) 私立大学退職金財団 (1981)	212,122

表3 寄附金総額

内閣府所管	2,150億3,900万円
都道府県所管	660億1,100万円
合計	2,810億5,000万円
公益社団法人で寄附金を 集めていない	56.9%
公益財団法人で寄附金を 集めていない	41.0%

5. 資産規模

公益法人の資産規模10位までは、前年の順位と変わらない（表2）。1位の（公財）日本国際教育支援協会は、平成16年、内外学生センター、国際学友会関西国際学友会を整理統合し、

留学生会館の運営、日本語能力試験など独立行政法人日本学生支援機構とともに活動を行っている。

6. 寄附金

寄附金の総額は、内閣府所管の法人が、2,150億3,900万円、都道府県所管の法人が660億1,100万円で、合計2,810億5,000万円である（表3参照）。平成29年度では3,008億7,000万円で、前年度に比べると寄附金の額は減少している。寄附金の推移を年度ごとに検証してみると、寄附金の額は毎年増加しているのではなく、その年度に

企業等が出捐する新たな財団が設立されると、その出捐額に応じて、寄附金が増加するということが分かる。また、公益認定された公益法人に寄附をした場合は、特定公益増進法人としての寄附優遇が認められるという措置が取られている。しかしながら、この寄附金優遇がありながら、公益社団法人で、寄附金を集めていない法人が56.9%、公益財団法人で寄附金を集めていない法人は41.0%いる。集めない理由はいろいろあると思うが、公益法人は、民間から知恵と財源を集めて活動し、公益価値をより高めて潤いのある社会を構築するものと考え、より公益活動の実践を理解してもらうためにも、社会からの寄附金を集めることも重要ではない

だろうか。現在内閣府では寄附金についてアンケート調査を行っているようである。どのような結果が出るのか興味深い。

表4では、寄附金上位10法人を示している。第1位の（公財）オービック野田財団は、企業等が出捐した新設の財団である。出捐者は情報システムを中心に扱う企業で、スポーツ・学術・文化・医療・社会福祉・国際交流などの各分野において経済的支援が必要な者への助成を行う財団である。

10位に（公社）全国競輪施行者協議会が入っている。社団法人で寄附金を集めているのは珍しいが、各地域からの分担金を寄附金にしていると思われる。実は、4位の（公財）鉄道総合技術研究所の寄附金についても、各鉄道会社からの分担金を寄附金としていると思われる。

寄附金の定義は法人税法37条7項に寄附金とは、「寄附金、拠出金、見舞金その他いずれの名義をもってするかを問わず、内国法人が金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与をした場合における当該金銭の額若しくは金銭以外の資産のその贈与の時における価額又は当該経済的な利益のその供与の時における価額」によるとされる。寄附金の定義といっても法人が別の法人へ金銭その他の資産を無償で

供与した場合における寄附金の定義をしたもので、個人が寄附をした場合の定義ではない。

国税庁のホームページには、交際費等と寄附金との区分が記載され、寄附金、拠出金と呼ばれるものでも、交際費等、広告宣伝費、福利厚生費などとされるものは寄附金から除かれるとされている。ただし、社会事業団体、政治団体に対する拠金、神社の祭礼等の寄贈金のように事業に直接関係のない者に対する金銭贈与は、原則として寄附金になるという。法人税法37条7項の文だけでは寄附金の定義はわかりにくい。

内閣府による「令和元年度公益法人の寄附金収入に関する実態調査」では「各年度決算の正味財産増減計算書に記載された寄附金収入金額及び寄附件数」を個人寄附金額・法人寄附金額ごとに記載すること。注意書きで、一般的に社団法人の会費は寄附金に含まれない。財団法人の賛助会費等で対価性がなく、一般に寄附金として取り扱われる受取会費のみ記入するとしている。

基本的には公益法人側の記載に基づくもので、財団法人の賛助会費は、寄附金として取り扱われるものを記入せよとしている。考え方としては、妥当と思われるが、寄附文化の醸成を推進しようという場合は、もう少し明確な定義が必要ではないだろうか。

表4 寄附金上位10法人

	行政庁	法人名（設立年）	寄附金額 （百万円）
1	内閣府	（公財）オービック野田財団（2017）	52,390
2	内閣府	（公財）日本ユニセフ協会（1955）	17,995
3	石川県	（公財）いしかわ県民文化振興基金（1990）	12,000
4	内閣府	（公財）鉄道総合技術研究所（1986）	11,286
5	大阪府	（公財）シマノ・サイクル開発センター（1992）	10,367
6	内閣府	（公財）ビー・エム・エル医療教育基金（2013）	9,053
7	内閣府	（公財）上廣倫理財団（1987）	7,000
8	内閣府	（公財）しまなみ奨学財団（2015）	5,900
9	内閣府	（公財）福武財団（2004）	5,649
10	内閣府	（公社）全国競輪施行者協議会（1976）	3,175